

平成28年(2016年)12月7日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市自治基本条例審議会  
会長 岡山 怜二

山陽小野田市自治基本条例の見直しの検討について（答申）

平成28年8月16日付け山企行第B6010-16号で諮問のあった山陽小野田市自治基本条例の見直しの検討について、当審議会において審議を重ねました。

審議に当たっては、制定当時の自治基本条例をつくる会の趣旨を尊重しつつ、施行から5年目を迎え、社会経済状況の変化等により形骸化していないかという観点から検討し、また、条例の規定に基づく市政運営の進捗状況と課題についても検証を行いました。

当審議会は、20歳未満の青少年の権利を規定する第8条について、選挙権年齢の引下げに伴い年齢の見直しについて検討する必要性を認めましたが、その他の条については、今回は改正を提言するまでに至るものではありませんでした。

また、この条例の規定と現状とを比較して、課題と考えられる点を意見として下記のとおり提言します。

市長におかれましては、この答申を尊重して条例の見直しに着手されるとともに、今後も条文に即した市政運営の推進に努められるよう要望します。

## 記

### 1 見直しの検討を要する条文

第8条（青少年の権利）に関して、現行の規定が「20歳未満」となっているものを、選挙権年齢の引下げに伴い「18歳未満」に改正することを検討されたい。

また、これに伴い「青少年」という表現があいまいで分かりづらく、また、成年者を連想するのではないかと、男性としか捉えられないのではないかなど意見がある中で、「少年少女」と改正してはどうかという意見と、「青少

年」のままでよいという意見があり、これについても検討されたい。

(参考・山陽小野田市自治基本条例第8条)

(青少年の権利)

第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民等及び市は、青少年の意見を尊重し、これをまちづくりに反映させます。

## 2 条例の規定に基づく市政運営等に対する意見等

- (1) 市民等、市及び議会それぞれが、いじめの防止に地域ぐるみで取り組み、児童生徒の心身の健やかな成長に資する施策の充実に努められたい。(第3条関係)
- (2) 市民が意見を伝えやすい機会や環境づくりに努められたい。また、学生が意見を出しやすい環境づくりに努められたい。(第5条関係)
- (3) より多くの市民から意見の提出が行われるよう、パブリックコメント制度の周知に努められたい。また、障がいのある人がパブリックコメントに参加しやすいよう配慮に努められたい。(第5条、第27条関係)
- (4) 議会、議員におかれては、市民の声をよく聴き、行政が気づかない問題を取り上げ、市民の利益になる政策の立案に努められたい。また、市民が関心を持てるよう、多様な受け手の立場に配慮したさまざまな手法を活用し、積極的な情報提供に努められたい。(第9条関係)
- (5) 職員の人材育成及び資質の向上に努められるとともに、その検証ができるよう努められたい。(第13条関係)
- (6) 監査委員におかれては、有効性、効率性等の評価を踏まえた監査を行い、報告されるよう努められたい。(第20条関係)
- (7) 行政情報の提供及び市民の意見、要望を聞く場として、対話の日や市政説明会を開催されたい。(第21条関係)
- (8) 協働のまちづくりに取り組む公共的民間団体の活力が低下しないよう、こうした団体のさまざまな活動に対して、各方面からの支援に一層努められたい。(第30条関係)